次に掲げる政令の規定中「八十万九千円」を「八十二万六千五百円」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第五号、第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号

三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第五号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（児童福祉法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十二条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二十五条の十三第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二十七条の十三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた児童福祉法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援に係る同項の規定による小児慢性特定疾病医療支援の支給、施行日以後に受けた同法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療に係る同項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給及び施行日以後に受けた同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療に係る同項の規定による障害児入所医療費の支給について適用し、施行日前に受けた同法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援に係る同項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日前に受けた同法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療に係る同項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給及び施行日前に受けた同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療に係る同項の規定による障害児入所医療費の支給については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条（第四号に係る部分に限る。）及び第四十二条の四第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に受けた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療に係る同項の規定による自立支援医療費の支給並びに施行日以後に受けた同法第五条第六項に規定する療養介護医療に係る同法第七十条第一項の規定による療養介護医療費の支給及び同法第七十一条第一項の規定による基準該当療養介護医療費の支給について適用し、施行日前に受けた同法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療に係る同項の規定による自立支援医療費の支給並びに施行日前に受けた同法第五条第六項に規定する療養介護医療に係る同法第七十条第一項の規定による療養介護医療費の支給及び同法第七十一条第一項の規定による基準該当療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に受けた難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療に係る同項の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日前に受けた同項に規定する指定特定医療に係る同項の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

その他告示

○消費者庁告示第六号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年六月三日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ	石川県金沢市北寺町へ９番地３	令和八年五月十二日
差止請求関係業務を行う事務所の所在地		
石川県金沢市北寺町へ９番地３		

○総務省告示第二百十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月三日

一　名　　称　　仏軍主催人道支援・災害救援多国間訓練（ＭＡＲＡＲＡ26）参加部隊

二　国外派遣期間　　令和八年六月十八日まで

三　派遣人数（概数）　　十四人程度

四　派遣地域　　フランス領ポリネシア

○外務省告示第百九十四号

日本国政府は、平成二年四月三日にパリで作成された「逆磁場ピンチに関する研究開発計画のための実施協定」の第十条(1)の規定に従い、執行委員会の全会一致の合意により、同協定から脱退した。同協定からの脱退は、令和七年十二月十六日に効力を生じた。

（令和八年一月十三日付け国際エネルギー機関文書）

令和八年六月三日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年六月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市木本一五八字崩谷一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、令和八年四月二十二日に発生した大火による災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

令和八年六月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名　郡名　市町村名

岩手県　上閉伊郡　大槌町